

先進安全自動車(ASV[※])に対する 税制特例が延長・拡充されます

※ASV・・・Advanced Safety Vehicle の略で先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車を指す。

令和5年度の税制改正において、側方衝突警報装置を備えた車両総重量8t超のトラックについて、自動車税(環境性能割)の特例措置が1年1月延長されます。

また、特例措置の対象に衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)[※]が拡充されます。

※令和5年1月4日に改正された保安基準に適合したもののみが対象となります。

対象車両	車両総重量	対象装置
バス	—	① 衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) (AEBS)
トラック	3.5トン超	
	8トン超	② 側方衝突警報装置 (BSIS)

拡充

《税制特例措置の内容》

	自動車重量税 (初回のみ適用)	自動車税 (取得価額からの控除額)
1装置装着	25%軽減	175万円控除
2装置装着	50%軽減	350万円控除

※車両総重量等により対象装置は異なります。詳細は別表をご確認ください。

※バスには、乗車定員10人の乗用の用に供する自動車を含みます。

※トラックには牽引車(トラクタ)を含みます。

※被牽引車(トレーラ)は除きます。

※対象になる自動車につきましては、各自動車メーカーへお問い合わせ下さい。

別表 先進安全技術を搭載したトラック・バス 《自動車重量税・自動車税》 税制特例の対象となる自動車

* AEBS:衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き) BSIS:側方衝突警報装置

* は令和5年度税制改正で延長された箇所です

《自動車重量税…令和5年5月1日～令和8年4月30日》

《自動車税…令和5年4月1日～令和7年3月31日》

【トラック】

3. 5t超～8t以下のトラック

AEBS	BSIS
○	/

自動車重量税: △25%軽減

自動車税: 175万円控除

8t超のトラック

AEBS	BSIS
○	○ [※]

①1装置のみ装着の場合

自動車重量税: △25%軽減

自動車税: 175万円控除

②2装置装着の場合[※]

自動車重量税: △50%軽減

自動車税: 350万円控除

【バス】

バス

AEBS	BSIS
○	/

自動車重量税: △25%軽減

自動車税: 175万円控除

※…BSISに係る特例措置の期間は令和6年4月30日まで

税制特例に関する取扱いの概要

○初回新規登録のための新規検査時(予備検査含む)に衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)及び側方衝突警報装置が搭載されていることを証明する書面が必要となります。

※初回新規登録後の書面の提出による減税措置は受けられませんのでご注意ください。

○対象となる自動車がエコカー減税やバリアフリー減税の対象でもある場合は、

- ・自動車重量税は軽減率の高い減税が優先(同一の軽減率の場合はエコカー減税が優先)されます。
- ・自動車税はバリアフリー減税、ASV減税のうちいずれかを申告者が選択できます。また、燃費性能に応じて軽減された税率とASV減税は両方適用されます。

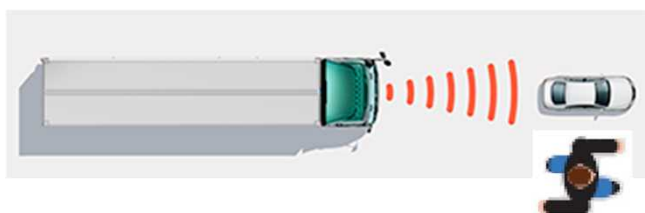
※自動車税につきましては、各都道府県税窓口へお問い合わせ下さい。

○なお、個々の自動車の架装内容等により、減税額が変わりますので、購入予定の各自動車販売店等にお問い合わせ下さい。

(参考)先進安全技術の概要

《衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)》

カメラやレーダーなどで前の自動車及び歩行者を検知して、追突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告してブレーキ操作による衝突回避を促し、さらにブレーキ操作が無くこのままでは追突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するために自動的にブレーキが作動する。



(警告灯の表示例)

《側方衝突警報装置》

左側方の自転車を検知し、左折時の衝突の可能性がある場合に視覚及び音により運転者に警報し、左折時巻き込み事故を予防する。

